

# 中山間地域等直接支払制度

①目的	<p>●中山間地域等の農業・農村がもつ水源涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民の暮らしが守られています。しかし中山間地域等では、担い手の減少、耕作放棄地の増加などにより、多面的機能の低下が心配されています。このため、平地に比べ自然的・経済的に条件不利地である中山間地域において適切な農業生産活動が継続的に行なわれるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援策を行ない、中山間地域の農業・農村の有する多面的機能の確保を図るものです。</p> <p>●本制度は、12年度より5年間の対策として始まり、22～26年度に第3期対策として継続実施されました。27年度以降も、「担い手の育成等による農業生産活動等の維持する」ため等の制度の見直しが行われ、第4期対策として5年間の継続実施をします。</p>
②対象農用地 (農業生産条件の悪い農地)	<p>●旧山中村、旧本宿村、旧河合村、旧常磐村の地域（特認地域）</p> <p>●旧額田町全域（通常地域）</p> <p>●農振農用地区域内の物理的連担性のある1ha以上の一団の農用地</p> <p>●急傾斜（田1/20以上、畑15度以上）対象</p>
③対象行為	集落協定または個別協定に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動です。この協定は、市長の認定を受けます。
④平成30年度実績	15の協定（集落協定：14 個別協定：1）に対して、交付金を支払いました。 交付金は協定内容により通常単価と基礎単価に区分されており、主に耕作放棄の防止としての取組み等に使われています。

地域	単価区分	対象者	主傾斜	協定者数	対象農用地	備考
通常地域	通常	株式会社アグリみかわ	1/19	8人	97,261 m <sup>2</sup>	個別協定
	基礎	木下集落	1/15	6人	11,166 m <sup>2</sup>	
	基礎	切山集落	1/18	14人	63,455 m <sup>2</sup>	
	基礎	小楠集落	1/8	8人	21,755 m <sup>2</sup>	
	基礎	笠井集落	1/14	7人	24,211 m <sup>2</sup>	
	基礎	大山集落	1/16	11人	33,632 m <sup>2</sup>	
	基礎	高薄集落	1/15	12人	29,189 m <sup>2</sup>	
	基礎	千万町集落	1/18	29人	58,303 m <sup>2</sup>	
	基礎	赤田和集落	1/11	9人	28,260 m <sup>2</sup>	
	基礎	名之内集落	1/9	7人	10,256 m <sup>2</sup>	
	基礎	小屋沢集落	1/17	10人	39,340 m <sup>2</sup>	
基礎	毛呂集落	1/17	16人	43,837 m <sup>2</sup>		
小計		12 協定		137人	461,314 m <sup>2</sup>	
特認地域	通常	山綱集落	1/14	6人	23,220 m <sup>2</sup>	
	基礎	羽栗集落	1/18	13人	30,107 m <sup>2</sup>	
	基礎	秦梨集落	1/13	64人	89,279 m <sup>2</sup>	
小計		3 協定		83人	142,606 m <sup>2</sup>	
岡崎市計		15 協定		220人	603,271 m <sup>2</sup>	